

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(修正素案)に対する主なご意見と対応案

No.	修正箇所	ご意見	対応案
1	計画の重点事項	「守る」取組に対応した「活かす」取組がわかるような記載をすべき。また、「びわ湖スポーツ」とあるが定義が不明である。さらに、「下流域や首都圏への情報発信」とあるが国全体や海外も含め発信する必要があるためこの表現は適切でない。	ご意見等を踏まえ修正しました。
2	計画の重点事項	計画素案にある生態系保全や生物多様性が重点事項に記載されていないので記載したらどうか。	ご意見のとおり修正しました。
3	全体	計画の主体は誰か。施策の内容により主体は異なるし、計画の書きぶりも変わってくる。	計画の主体(主語)は、滋賀県および滋賀県内市町であるとの国の見解であり、「2(1)趣旨」において、「 滋賀県および滋賀県内市町が …琵琶湖の保全および再生に関し実施すべき施策を総合的かつ効果的に推進するため、…」と明記しました。
4	全体	施策のタイムスケジュールや費用、実施箇所、実施主体等を明確にする必要がある。	ご意見等を踏まえ、「 7(3)計画の実施状況等に関する事項 」を追加し、「 計画に関する事業の実施状況等を毎年度把握することにより、琵琶湖保全再生施策の推進に反映する 」と記載しました。なお、事業の実施主体や実施状況等については、計画の参考資料として「事業一覧」を作成し、そこで明らかにする予定です。
5	全体	マザーレイク21計画には目標・指標があり進行管理もしているが、琵琶湖保全再生計画はどうなるのか。	
6	全体	「2(2) 目指すべき姿」と「3 琵琶湖の保全及び再生のための事項」とが繋がっていない。これをつなぐ何かが必要だと思う。	
7	全体	水草やオオバナミズキンバイとは共存できないのか、水草が管理可能というのはどういった状態か、そういったものがわかる「指標」を書き込む必要があるのではないのか。	なお、勘案することとされている「基本方針」において指標が定められていないため、本計画に指標を記載することはできませんが、マザーレイク21計画の指標を参考指標とし、施策の成果を把握したいと考えています。
8	2(1)	「琵琶湖は、近畿圏において」とあり、これは法律を引用した記載だと思うが、法律には「琵琶湖の恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの」とあり、また、「国民的資産」として位置付けられてもいる。このことから「近畿圏」という文言を削除すべき。	ご意見のとおり修正しました。
9	3(1)① 1つ目の・	汚水処理システムについては「経済性」だけでなく琵琶湖への環境負荷も考慮して整備すべきであり、このことが読める表現にすべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「それぞれの有する特性、経済性、 水質保全効果 等を総合的に勘案して、…」
10	3(1)②	「面源から琵琶湖へ流入する負荷の削減のため」の「負荷」を「汚濁物質等の負荷」に修正すべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「面源から琵琶湖へ流入する 汚濁 負荷の削減のため」
11	3(2)③	3(2)②は人工林が対象だと思うが、③は天然林も含めた森林が対象になると思う。そうだとすると今の内容ではわかりにくいので、表現を工夫すべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「ニホンジカの急激な増加によりは、 植栽後間もない幼木の食害や成木の剥皮被害、下層植生の消失による土壌流出や森林生態系への影響が深刻化しているため林業被害だけでなく、森林の更新の阻害や下層植生の衰退による土壌流出の危険性の増大など人工林や天然林を問わず森林生態系に深刻な影響を与えるため、… 」

No.	修正箇所	ご意見	対応案
12	3(3)①ア	生物多様性の概念として「遺伝的多様性」も含まれる。琵琶湖のヨシは遺伝的多様性が豊かであり、その由来も考慮して造成を行うべきであり、「遺伝的多様性にも配慮している」というような文言をどこかに入れるべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「ヨシ群落その他の在来植物の群落はフナやモロコ等の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、…」 (造成の際には、遺伝的多様性だけでなく、群落の多様性にも配慮しているため、前段において「生物多様性」を追加しました。)
13	3(3)①ア	条例に基づかない取組(保全区域外での取組)も市で行っているため、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等に基づき」と修正すべき。	ご意見のとおり修正しました。
14	3(3)①ウ 1つ目の・	「湖岸緑地(都市公園・自然公園園地)」となっているが、「湖岸緑地」という表現は県が管理する公園を指す。県管理以外にも湖岸の都市公園があるため、「湖岸の緑地」とすべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全・および再生」 「湖辺域を形成する砂浜、湖岸、都市公園や自然公園園地など湖岸の緑地(都市公園・自然公園園地)は、…」
15	3(3)②ウ	水中の抽水植物だけでなく、水際に生育する陸生の外来植物も対象とする必要があるため、「外来水生植物」の「水生」を削除して「外来植物」とすべき。法律や基本方針でも「水生」は入っていない。	ご意見のとおり修正しました。
16	3(3)④	「特に南湖に大量繁茂している水草について」とすると、北湖は除去を行わないように捉えてしまうため、表現を修正すべき。県は北湖でも水草除去を行っている。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「特に南湖に大量繁茂している大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において水草について、の根こそぎ除去および…」
17	3(3)⑤	・「貴重種」と「希少種」という文言が使われているが、「希少種」は定義があるが「貴重種」はないので、表現を見直すべき。 ・「琵琶湖で生息数が減少し」とあるが、琵琶湖だけでなく内湖や湖辺にもハマエンドウなど希少種が生えているので、「琵琶湖およびその周辺で生息数が減少し」と修正すべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「日本では最も固有種・貴重希少種に富み、…」 ご意見のとおり修正しました。
18	3(5)③イ	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画において、ルールやマナーについて広報を行うこととされているため、「6(3)広報・啓発に実施」にルールやマナーについて記載すべき。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等「…その魅力を適切に楽しむことを通じて琵琶湖についての学びを深めるため、…」
19	5(1)①	保全再生の取組に若い方が参加するだけでなく学んで育ってもらえるよう、人材育成のしくみづくりについてぜひ記載してほしい。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「…、これらの主体が琵琶湖保全再生施策に参画できる機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する。」
20	6	琵琶湖の保全再生のためには、森林や農地が持つ多面的な機能にスポットを当て、森川里湖のつながりの大切さを学ぶことが重要と考えるため、「琵琶湖の保全・再生や森・川・里・湖のつながりの重要性について…」とすべき。	ご意見のとおり修正しました。
21	6(1)	「琵琶湖博物館」のみ固有名詞が出ているが、他にも体験型の環境学習施設はあるので文章に違和感がある。	ご意見等を踏まえ以下のとおり修正しました。 「…農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観学会、…」

No.	修正箇所	庁内調整等により修正したもの
22	全体	<p>表現の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語尾を「…する。」に修正しました。 ・「及び」を「および」に、「保全・再生」を「保全および再生」に統一しました。（「公文書の左横書きの実施に伴う滋賀県条例の経過措置等を定める条例」において、「及び」を「および」と用いるよう定められているため） ・法律や条例の後に制定年と法令番号を追加しました。 ・その他、不適切な表現等を修正しました。
23	2(1)	<p>富栄養化についてもう少し詳しく説明するため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「琵琶湖の水質については、富栄養化に一定の指標である全窒素および全りんなどは改善傾向が見られるものの、…」</p> <p>また、ここ3年は北湖も南湖もCODは低い値を示しているため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「特にCODは長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向を示していない。」</p>
24	2(1)	<p>湖底環境の悪化の度合いは不明であるため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「これに加え、湖底環境の著しい悪化等により…」</p>
25	3(1)① 2つ目の・	<p>「下水道」と「農業集落排水施設」については、どちらも「計画的かつ効率的な施設の維持管理、更新を推進」としていたため、2つを統合し、以下のとおり修正しました。</p> <p>・良質な下水道サービスを持続的に提供するため、および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供のため、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。</p> <p>・農業集落排水施設の機能維持のため、計画的かつ効率的な施設の維持管理、更新を推進</p>
26	3(1)④ 1つ目の・	<p>工場や事業場への立入検査や排水検査による監視は、排水基準等の遵守状況を確認するために実施するものであるため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「工場や事業場の排水対策の推進として基準等の遵守状況の確認のため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）等に基づく排水規制等のため工場や事業場への立入検査や排水検査による監視を実施する。」</p>
27	3(1)④ 3つ目の・	<p>計画の主体が滋賀県および滋賀県内市町となったため、表現を以下のとおり修正しました。</p> <p>「廃棄物の適正な処理を推進するため廃棄物処理施設を整備し廃棄物処理施設の整備やその支援などにより廃棄物の適正な処理を進め、…」</p>
28	3(1)④ 5つ目の・	<p>説明不足のため、以下のとおり書きぶりを充実しました。</p> <p>「良好な水質と健全な多様で豊かな生態系が均衡両立する琵琶湖の環境の実現に向け、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。」</p>
29	3(2)④	<p>法律で用いられている表現と合わせるため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「…農地の面的確保や保全・整備、農業水利施設農業用排水施設やため池の…」</p>
30	3(3)①ウ 2つ目の・	<p>施策の目的が記載できていなかったため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「砂浜の浸食を抑制するため、河川からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きについて、…」</p>
31	3(3)②イ 1つ目の・	<p>外来魚の生息量が平成25年以降増加に転じていることが判明したため、以下のとおり修正しました。</p> <p>「オオクチバスやブルーギルなどの外来魚の生息量は、これまでの対策により減少傾向にあるしてきたが、気象条件の影響による駆除量の低下などにより平成25年を境に増加に転じており、引き続き琵琶湖における…」</p>

No.	修正箇所	庁内調整等により修正したもの
32	3(3)②ウ	<p>外来植物対策について書きぶりを充実するため、以下のとおり修正しました。</p> <p>・急速に生育区域を拡大するオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物等の徹底的な防除とともに、早期発見と早期防除を行うための監視体制の確立、効果的で効率的な防除手法を検討</p> <p>・急速に分布範囲と生育面積を拡大するオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの侵略的な外来植物について、取り残しのない駆除を実施するとともに駆除済み区域の徹底的な巡回・監視により再生を防止するなど、防除を推進する。</p> <p>・加えて、効果的で効率的な防除手法の確立に向けた取組を進めるとともに、地域との連携による早期の発見・防除に向けた体制づくりを推進する。</p>
33	3(3)③	<p><1つめの・> 近隣府県だけでなく広域的な連携を進めているため、以下のとおり修正しました。 「さらに生息数を削減できるよう、近隣府県と広域的に連携した、対策を推進する。」</p> <p><2つ目の・> 4つ目の・の「カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理」を統合して、以下のとおり一つに整理しました。</p> <p>・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行うとともに、植生被害が生じた竹生島等における森林の整備・保全など自然環境の回復に係る長期的な取組を推進する。」</p> <p>・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理</p> <p><3つ目の・> 当該内容は法律で規定されているとおり国が行う施策であるが、計画の主体(主語)は、滋賀県および滋賀県内市町であるとの国の見解であるため、削除します。</p>
34	3(5)①ア	<p>語句の修正のため、以下のとおり修正しました。 「環境こだわり農業や農業用水農業排水の循環利用、・・・」</p>
35	3(5)①イ	<p>地域資源を全く活用していないわけではないため、以下のとおり修正しました。 「山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、・・・」</p>
36	3(5)①ウ	<p>現在進めている国立環境研究所分室(仮称)の設置を契機とした産学官連携の強化による研究成果の実用化等について以下のとおり記載を追加しました。</p> <p>・特に、国立研究開発法人国立環境研究所の一部機能移転(分室(仮称)の設置)を契機とし、産学官の連携を強化し、湖沼環境研究の更なる発展と研究成果の活用・実用化を図る。</p>
37	3(5)②エ	<p>施策の目的が記載できていなかったため、以下のとおり修正しました。 「水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナ、ヤセタシジミ、ホンモロコおよび、アユなどの重要水産資源に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。」</p>
38	3(5)③イ	<p>日本遺産について説明不足であったため、以下のとおり修正しました。 「・・・ビワイチなど琵琶湖と親しむスポーツや日本遺産として認定された「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産－」をはじめ、・・・」</p>
39	3(5)③ウ 2つ目の・	<p>災害時における輸送の確保等湖上交通の活用を図るため、港湾施設等の耐震化や施設の修繕・長寿命化の推進、防災拠点の整備、輸送手段の確保を推進する。</p>
40	4 1つ目の・	<p>琵琶湖保全再生施策は、琵琶湖やそれを取り巻く自然環境の変化等により起こる突発的な事象に対応していくことも想定されるため、以下のとおり修正しました。 「琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な監視や調査を行い、琵琶湖の保全および再生や突発的な事象への対応に向けて、総合的な視点で課題の要因を解明し、・・・」</p>
41	5(2)	<p>計画の主体(主語)は、滋賀県および滋賀県内市町であるとの国の見解に基づき、以下のとおり修正しました。 「琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等は、相互にとり一層の連携を図りながら協力する。」</p> <p>また、「琵琶湖保全再生推進協議会」は去る11/15に設置されたため、以下のとおり修正しました。 「また、必要に応じて琵琶湖保全再生推進協議会を組織しにおいて、琵琶湖保全再生施策の推進に関して協議するとともに、・・・」</p>
42	7(1)(2)	<p>県において、来年度から琵琶湖の活用推進に関する検討を進める予定であり、その中で財源の確保についても検討予定であるため、(1)と(2)の順番を入れ替えるとともに、(1)について以下のとおり表現を修正しました。 「琵琶湖を守るためにことと活かす、活かすことで守る、そのことの好循環をさらに推進するため、必要となる方策を検討する。」</p>